五年度から平成二十九年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

5　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第七十四号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五十二号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県及び平成三十年改正前の省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十三年度、平成二十四年度及び平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

（新たに指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の算定方法の特例）

第十八条　平成三十年度に限り、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までの間において指定都市等に該当することとなつた市のうち、地方税法施行令第五十六条の八十三第一項に規定する適用日が平成三十年四月一日以降である市における事業所税の基準税額は、第三十七条の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

算式

（A×0.1322）×450円＋（B×0.273）×1,403.1円

（A×0.1322）又は（B×0.273）に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　平成30年1月1日現在において、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録された家屋のうち木造以外の家屋で、一般住宅及び農家の用に供する家屋以外の家屋の床面積（地方税法第348条の規定に該当するもの並びに市場及び水力発電所に係る家屋を除く。）の数値（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　経済センサス基礎調査規則（平成26年総務省令第51号）によつて調査した平成26年7月1日現在における民営の事業所のうち産業大分類CからRまでに係るものの従業者数

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　平成三十年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

五年度から平成二十八年度までにおける軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、翌年度以降の軽油引取税の基準税額の算定にあたり、第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

5　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第七十四号）による改正前の普通交付税に関する省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県及び平成二十九年改正前の省令附則第十六条第三項の規定に基づく対象都道府県にあつては、平成二十三年度、平成二十四年度、平成二十六年度及び平成二十七年度における軽油引取税の課税標準となつた数量から控除した未納入数量等のうち総務大臣が過大と認めた数量があるときは、第二項の規定により読み替えられた第二十三条の二に規定する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

第十八条　削除

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　平成二十九年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額（負数となるときは、零とする。）とする。